
昭和二十二年法律第百四十八号

貨幣損傷等取締法

貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶしてはならない。

貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶす目的で集めてはならない。

第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和十五年大蔵省令第四十号（補助貨幣のしゅう集、鑄つぶし又は損傷の取締に関する省令）は、これを廃止する。

附 則（昭和六二年六月一日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
